

医政発 1205 第 2 号  
令和 5 年 12 月 5 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について

医療機能情報提供制度については、住民・患者が病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の選択を適切に行うために必要な情報を提供することを目的として、平成 19 年 4 月から運用を開始しましたが、現状の課題として、都道府県ごとに情報提供システムの機能や公表方法、公表情報の粒度が異なること等が指摘されています。また、病院等の報告負担の軽減、公表情報の正確性の確保等も求められているところです。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）が本年 5 月 19 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されます（一部は令和 7 年 4 月 1 日施行）。改正法による医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の改正により、厚生労働大臣は、都道府県知事が病院等から報告を受けた内容を公表するに当たって必要な措置を講ずることとされています。

これを見て、都道府県ごとに個別に運用されている病院等の医療機能に係る情報提供システムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。あわせて、医療情報ネットでは、医療機能情報の病院等からの報告に際して、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することを予定しており、これにより他制度の報告との共通化が可能になり、病院等の報告負担の軽減を図ることとしております。

改正法の施行に向けて、「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）の別添「医療機能情報提供制度実施要領」を別添のとおり改正しましたので御了知の上、適正に実施いただくとともに、特に下記について、その実施に遺漏なきようお

願いいたします。

記

1. 住民・患者及び病院等からの質問・相談への対応について

従来どおり、住民・患者からの医療機能情報の内容等についての質問・相談への対応、及び病院等からの報告方法等についての質問・相談への対応については、都道府県で窓口を設ける等、必要な体制を整備して適切に行っていただくようお願いいたします。

2. 病院等から報告された医療機能情報のG－M I Sでの公表手続について

都道府県知事は、医療情報ネットを活用して、病院等から報告された医療機能情報を公表し、住民・患者への情報提供を行うこととしており、情報提供開始は令和6年4月1日の予定です。

つきましては、本年度、病院等から報告された医療機能情報のG－M I Sでの公表手続については、令和6年3月31日までに完了するようお願いいたします。